

平成25年度分の固定資産課税台帳の閲覧と土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

◎固定資産課税台帳の閲覧

閲覧制度は、固定資産税の納税義務者の方が固定資産課税台帳のうち、自己の資産について記載された部分をご確認いただけるようにするとともに、借地人・借家人の方や一定の権利を有する方に、権利の目的である固定資産の課税内容をご確認いただくための制度です。

閲覧期間 平成26年3月31日まで（土曜・日曜日、祝日、年末年始期間を除く）

午前8時30分～午後5時15分（日曜開庁日は午後5時まで）

※毎月最終日曜日は市役所の日曜開庁日です。固定資産課税台帳を閲覧することができます。

ところ 市役所課税課

	閲覧できる方	閲覧対象	手数料	お持ちいただくもの
名寄帳	固定資産税の納税義務者、納税管理人、納税義務者の代理人	納税義務に係る固定資産	1所有者 (18件以内) 300円	納税通知書または運転免許証や健康保険証など本人確認ができるもの ※代理人の方は委任状が必要となります
課税台帳記載事項明証	固定資産税の納税義務者、納税管理人、納税義務者の代理人	納税義務に係る固定資産	1所有者 300円	納税通知書または運転免許証や健康保険証など本人確認ができるもの ※代理人の方は委任状が必要となります
	借地人・借家人 ※対価が支払われるものに限り	借地・借家の対象である土地・家屋		賃貸借契約書の写しなど、使用や収益の権利を証する書類および運転免許証や健康保険証など本人確認ができるもの
	固定資産の処分をする権利を有する者として総務省令で定める方	権利の目的である固定資産		総務省令で定められている方であることを証する書類および運転免許証や健康保険証など本人確認ができるもの

※固定資産課税台帳の閲覧に係る手数料は、4月30日(火)まで無料となります。

◎土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

縦覧制度は、固定資産税の納税者の方が自己の所有する土地や家屋の評価額と市内の他の土地や家屋の評価額を比較し、評価額の適正さについてご確認いただくための制度です。このため、縦覧できるのは納税している内容のみが対象となります。（土地のみを納税している場合は土地のみの縦覧、家屋のみを納税している場合は家屋のみの縦覧となります。）

なお、土地や家屋の評価額を比較し、評価額の適正さを確認するという縦覧制度の趣旨を逸脱するような縦覧申請については、応じることができません。

閲覧期間 4月30日(火)まで（土曜・日曜日、祝日を除く）

午前8時30分～午後5時15分（日曜開庁日は午後5時まで）

※4月28日(日)は市役所の日曜開庁日です。土地・家屋価格等縦覧帳簿を縦覧することができます。

ところ 市役所課税課

	縦覧できる方	手数料	お持ちいただくもの
土地・家屋価格等縦覧帳簿	固定資産税の納税者、納税管理人、納税者の代理人	無料	納税通知書または運転免許証や健康保険証など本人確認ができるもの ※代理人の方は委任状が必要となります

詳しくは、市役所課税課 ☎ 443-1116 へ。

国民年金のお知らせ

国民年金保険料の学生納付特例制度を希望する方は毎年、申請が必要です。

国民年金保険料の納付が困難な学生の方には、学生納付特例制度があります。この制度は、学生の方の所得が一定額以下の場合、世帯主の所得にかかわらず、世帯主の所得が猶予される制度です。

申請の方法
① 昨年からの制度を受けたい方は、引き続き学生で日本年金機構千葉事務センターから申請書のハガキが届いている方
② 今年から学生納付特例の申請をされる方および昨年に引き続き学生の方でもハガキが届いていない方

国民年金の納付書は日本年金機構から4月上旬に送られてきます。1年度分の前納は、4月から翌年3月までの保険料を4月末までに納めます。（口座振替の場合は4月末に振り替えます。）国民年金保険料は、金融機関またはコンビニエンスストアで納付できます。市役所では納められません。また、保険料を前納すると割引制度があります。納付書で1年度分を4月末までに前払いすると3月末日に割引があります。（口座振替では3月末日から引き続きます。）今年から手続きする1年度分前納は翌年1月末日から翌年3月末日までです。詳しくは、市役所課税課 ☎ 443-1139 へ。

国民年金の保険料は毎年改正されますが、平成25年度は前年度より60円引き上げられます。

国民年金の保険料は毎年改正されますが、平成25年度は前年度より60円引き上げられます。詳しくは、市役所課税課 ☎ 443-1139 へ。